

第10 職員の給与の状況（給与・定員管理等の状況）

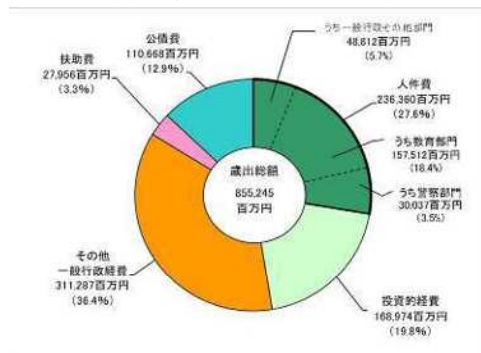
1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳 人口（R7年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	（参考） 5年度の 人件費率
R6年度	人 1,558,920	千円 855,245,218	千円 12,508,625	千円 236,360,249	% 27.6	% 25.6

- （注）1 県の会計は、一般会計と特別会計に分かれており、普通会計とは、一般会計と一部の特別会計を加えて、会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計である。
- 2 この表は、歳出に占める人件費（ただし、事業費支分を含む。）の割合を令和6年度普通会計決算で示したものである。
- 3 表中「人件費」には、特別職及び議員に支給される給料及び報酬、職員に支給される給料及び手当、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれる。

人件費の状況（普通会計決算）

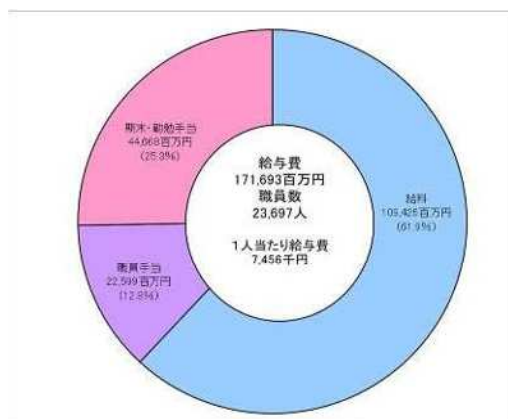


(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B／A	（参考） 都道府県一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤労手当	計 B		
R6年度	人 23,697	千円 109,426,191	千円 22,598,534	千円 44,667,826	千円 176,692,551	千円 7,456	千円 6,872

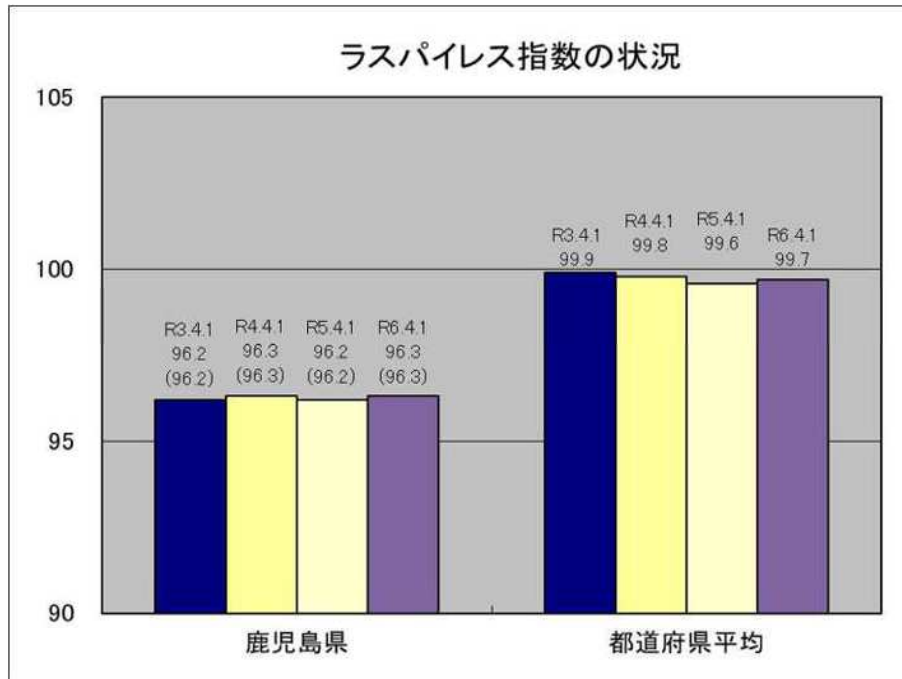
- （注）1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

職員給与費の状況（普通会計決算）



(3) ラスパイレス指数の状況

令和6年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数は、国家公務員を100とした場合、96.3となっており、47都道府県の中では低い水準（全国47位）となっている。



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
R7年度	円 －	円 －	円 －	% －	% －	% －

(注) 「民間給与」，「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
R7年度	月 －	月 －	月 －	月 －	月 －	月 －

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合，「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

給料表改定時期：平成 27 年 4 月 1 日

平均引き下げ率：2 %

経過措置：人事委員会の報告を踏まえ、平成 30 年 3 月 31 日で終了する給与制度の総合的見直しに伴う経過措置について、激変緩和措置（平成 30 年 4 月 1 日以降、毎年度 3 千円を上限として段階的に減額する措置を 3 年間実施）を講じる。

② 地域手当の見直し

国に準じて改正を行っており、東京都特別区において勤務する場合 20% の地域手当が支給されることとなるが、鹿児島県内において地域手当の対象となる勤務地はない。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鹿児島県	43.0 歳	322,300 円	401,909 円	352,686 円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円	- 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
鹿児島県	57.3歳	143人	319,200円	363,779円	340,371円	—	—	—	—
うち運転技師	58.4歳	33人	309,800円	355,861円	328,870円	乗用自動車 運転者	61.8歳	196,300円	1.81
うち道路整備員	58.0歳	22人	319,500円	366,718円	348,836円	—	—	—	—
うち技術補佐員	56.4歳	56人	324,400円	372,204円	348,357円	—	—	—	—
うち介助員 (特別支援学校)	57.1歳	30人	321,300円	356,233円	333,143円	—	—	—	—
国	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
都道府県平均	— 歳	(平均) — 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
鹿児島県	- 円	- 円	-
うち運転技師	5,706,532円	2,516,800円	2.27
うち道路整備員	- 円	- 円	-
うち技術補佐員	- 円	- 円	-
うち介助員 (特別支援学校)	- 円	- 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～令和5年の3ヶ年平均）。

（乗用自動車運転者については鹿児島県データである。）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当，民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	47.7歳	393,000円	453,424円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	45.8歳	378,100円	439,460円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鹿児島県	38.9歳	338,400円	465,985円	373,823円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円	- 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査で明らかにされているものである。

また，「平均給与月額（国比較ベース）」は，比較のため，国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	221,100円	220,000円
	高校卒	189,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	222,000円	—
	中学卒	—	—
高等学校 教育職	大学卒	247,600円	—
	短大卒	223,300円	—
小・中学校 教育職	大学卒	247,600円	—
	短大卒	226,700円	—
警察職	大学卒	250,100円	255,200円
	高校卒	217,500円	216,400円

（注） 1 この表は、県に新たに採用された職員の初任給を示したものである。

2 高等学校教育職及び小・中学校教育職については、国立学校が法人化されたことにより、国における該当職員はいない。（以下同じ）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	289,865円	362,826円	382,293円	399,371円
	高校卒	266,647円	324,460円	361,536円	373,837円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	316,600円	322,509円
	中学卒	— 円	— 円	298,750円	311,090円
高等学校 教育職	大学卒	343,987円	407,224円	431,681円	440,338円
	短大卒	317,005円	348,387円	397,456円	419,586円
小・中学校 教育職	大学卒	344,993円	403,520円	424,342円	435,874円
	短大卒	324,198円	387,459円	411,242円	430,124円
警察職	大学卒	311,573円	392,273円	421,137円	428,335円
	高校卒	294,126円	358,810円	401,459円	419,375円

（注） 技能労務職のうち、経験年数10年、20年の高校卒及び中学卒は該当職員なし。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

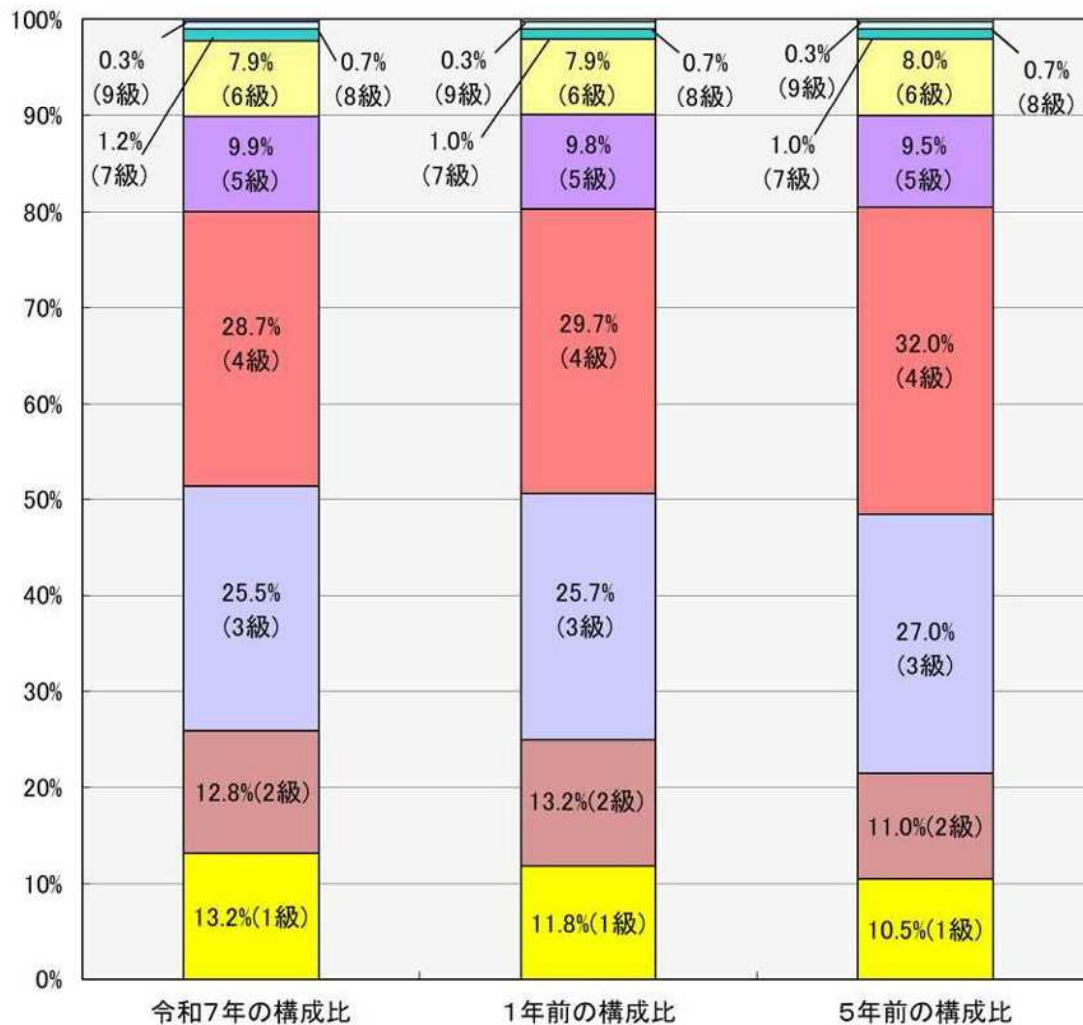
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
9級	部 長 ・ 局 長	15人	0.3%	512,800円	543,700円
8級	局 長 ・ 次 長	33人	0.7%	460,600円	491,000円
7級	次 長 ・ 課 長	58人	1.2%	410,400円	453,200円
6級	課 長 ・ 課 長 補 佐	397人	7.9%	357,000円	417,800円
5級	課 長 補 佐	498人	9.9%	322,900円	400,200円
4級	係 長	1,445人	28.7%	300,300円	388,100円
3級	主 査 ・ 技 術 主 査	1,285人	25.5%	266,700円	356,500円
2級	主 事 ・ 技 師	647人	12.8%	231,200円	310,100円
1級	主 事 ・ 技 師	664人	13.2%	184,400円	259,400円
		5,042人	100.0%		

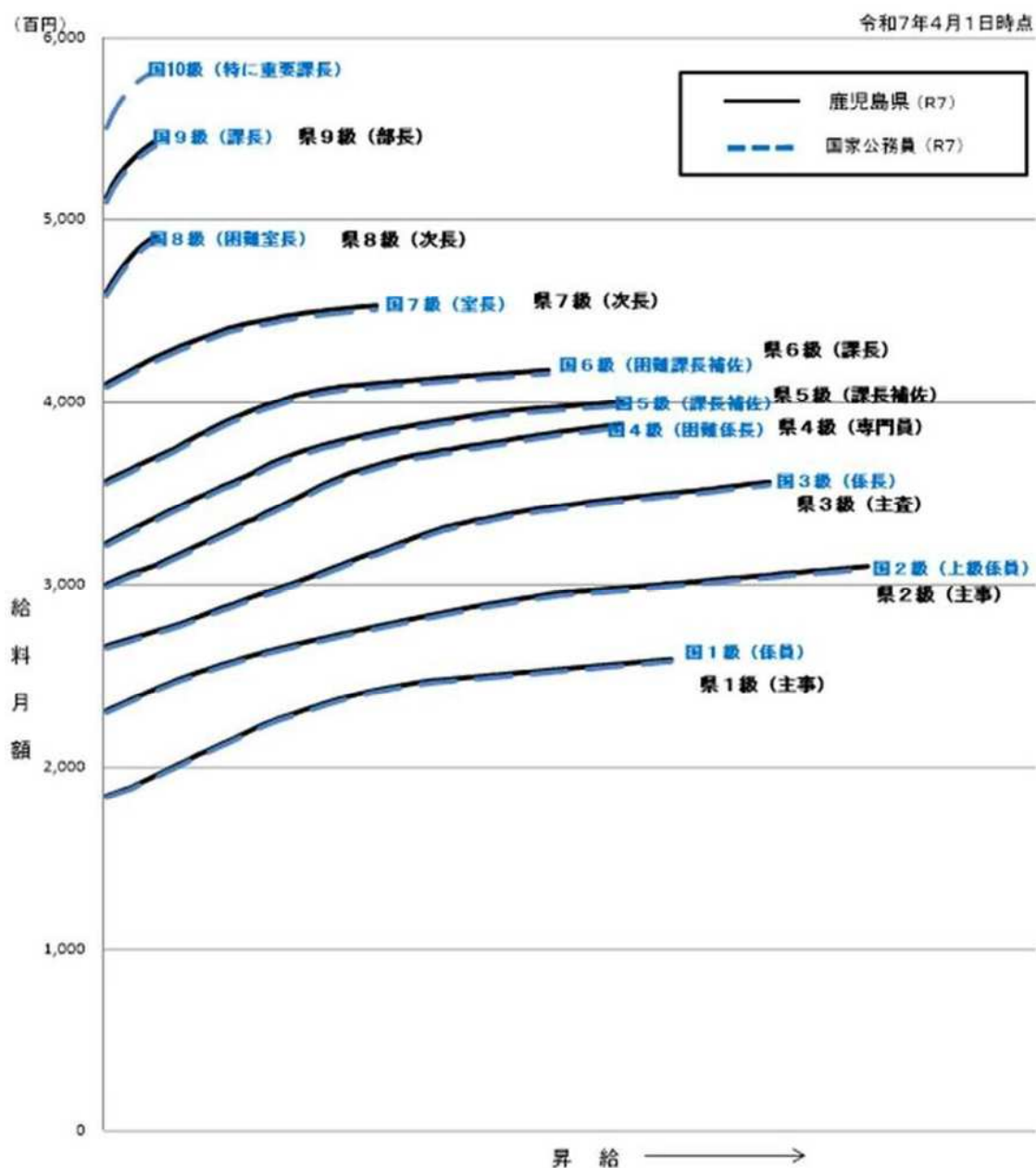
(注) 1 鹿児島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（鹿児島県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位，標準，下位の区分	○	○	○	○
	上位，標準の区分				
	標準，下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県		国	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,783 千円		—	
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鹿児島県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位，標準，下位の成績率		○	○	○	○
上位，標準の成績率					
標準，下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

鹿 児 島 県			国
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	同左
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （3％～45％加算）		
令和6年度全職種 1人当たり平均支給額	（自己都合） 3,263千円	（応募認定・定年） 22,346千円	—

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			70,885 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）			814,000 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	34人	20%
大阪市	16%	10人	16%
名古屋市	15%	1人	15%
福岡市	10%	5人	10%
岐阜市	6%	1人	6%
長崎市	3%	1人	3%
医師	16%	24人	16%
平均支給率	17.1%	—	17.1%

（注）「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,015,849 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		110,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		38.6 %		
手当の種類（手当数）		51		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
<知事部局>				
税務手当	総務部税務課，地域振興局総務企画部等に勤務する職員	県税に関する賦課及び徴収に関する事務	21,083千円	日額 (外勤) 750円 (内勤) 650円
防疫等作業手当	①保健所等に勤務する職員 ②保健所等に勤務する臨床検査技師等	①感染症が発生している区域等において感染症の患者等の救護作業等に従事 ②病理細菌検査等業務	2,344千円	①日額 290円 ～380円 (危険加算100/100) ②日額 400円
有毒薬品等取扱手当	農業開発総合センター等に勤務する職員	人体に特に危険性を有する有毒ガスの発生を伴う作業等	1,034千円	日額 290円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する医師等	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業	75千円	日額 250円
ハブ取扱手当	名瀬保健所，徳之島保健所に勤務する職員	生体ハブの毒液を採取する作業	150千円	日額 400円 ～700円
社会福祉業務手当	地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課等に勤務する職員	福祉に関する現業及び指導監督業務	29,915千円	日額 640円 (児相職員は1,000円)
種雄牛馬等取扱手当	農業開発総合センターに勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取作業等	317千円	日額 300円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病の予防注射を接種する作業等	19千円	日額 290円
精神保健業務手当	保健所に勤務する職員等	在宅精神障害者の訪問指導等	221千円	日額 290円
食肉検査手当	保健所，食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺，解体の検査等	10,702千円	日額 600円
火薬類等取締手当	危機管理防災局危機管理課等に勤務する職員	火薬類取締法の保安検査等	29千円	日額 250円
土木現場等作業手当	環境林務部，土木部等に勤務する職員	高所作業，深所作業，坑内作業等	12,300千円	日額 220円 ～400円
消防訓練従事手当	消防学校に勤務する職員	消防職員及び消防団員の訓練指導	373千円	日額 720円
航空機搭乗作業手当	従事する職員	航空機に搭乗し消防，防災等の作業に従事	3,800千円	1時間1,900円 (危険加算440円)
用地交渉手当	地域振興局農林水産部又は建設部等に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し，現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	3,424千円	日額 (昼) 1,000円 (夜) 1,500円
夜間部従業手当	県立短期大学に勤務する事務職員	県立短期大学第二部の事務	183千円	日額 580円
し尿処理施設等検査手当	地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課等に勤務する職員	し尿処理施設等の指導，検査の業務	38千円	日額 250円
潜水手当	水産技術開発センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事	62千円	1時間 310円 ～1,500円
漁業取締調査手当	水産振興課，水産技術開発センターに勤務する職員	船舶に乗船し，漁業取締り等の業務に従事	1,269千円	日額 300円
道路補修作業手当	地域振興局建設部等に勤務する道路整備員	道路補修作業	2,712千円	日額 300円 (①国が指定した地域高規格道路のうち，自動車専用道路区間及び②1日交通量5万台以上かつ片側3車線以上の区間を有する路線③動物死骸処理に直接従事した場合で行う道路補修作業の場合350円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 手当	従事する職員	異常な自然現象により重大な災害が 発生し、若しくは発生する恐れのある 現場において行う巡回監視	224千円	日額 350円 ～1,060円
家畜直腸検査等 手当	農業開発総合センター、家畜 保健衛生所等に勤務する職員	家畜の直腸検査の作業	255千円	日額 250円
麻薬取締手当	くらし保健福祉部業務課に勤務 する麻薬取締員である職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条 第5項若しくは第56条第1項の 規定による業務又は拳銃訓練に 従事	0千円	日額 (昼) 550円 (夜) 800円
<教育委員会>				
多学年学級担当 手当	小・中・義務教育学校の2の学年 の児童又は生徒で編制されている 学級を担当する教育職員	小・中・義務教育校の複式の学 級における授業、指導に従事	32,319千円	日額 290円
教員特殊業務手 当	小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校又は特別支援学校に所属 する教諭、養護教諭又は栄養教諭等 で、教育職給料表（二）又は（三）の 1級又は2級の者	①非常災害時等緊急業務 ②修学旅行等引率業務 ③対外運動競技等への引率業務 ④部活動指導業務	408,896千円	日額 ①7,500円 ～8,000円 (特に甚大な被害の場合は 16,000円) ②5,100円 ③5,100円 ④2,700円
教育業務連絡指 導手当	小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校又は特別支援学校に所属 する教諭、養護教諭又は栄養教諭の うち、支給規則で定める者	連絡調整及び指導等の業務	123,861千円	日額 200円
夜間管理手当	農業、工業又は水産に関する学 科を有する高等学校において当該教 科を担当する教頭又は教諭等	家畜分べん等のための夜間勤務	3,646千円	1夜につき 1,600円以内
面接指導手当	通信教育の面接指導を行う教育 職員（通信教育課程本務者を除く）	面接指導	11,284千円	1時間 2,110円
乗船実習指導手 当	水産に関する学科を置く高等学 校の教育職員	生徒の乗船実習指導	1,043千円	遠洋漁業の乗船実習 日額 2,600円 その他 日額 2,100円
舎監手当	教育職員	寄宿舎管理の業務	28,629千円	日額 4,400円以内
漁獲手当	実習船乗船を本務とする学校 職員	漁ろう実習	1,280千円	1航海 (売払代金-手数料)× 0.17以内(支給総額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
<警察本部>				
犯罪予防等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち、 ①警視以下の警察官（管理職員を除く） ②少年補導職員	①犯罪の予防若しくは捜査，被疑者の逮捕等の作業 ②少年の補導作業	71,264千円	日額 ①560円 ②320円
犯罪鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	①現場鑑識作業 ②その他の犯罪鑑識作業	6,555千円	日額 ①560円 ②280円
看守・護送作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	留置施設の看守又は留置場に留置された者の護送の作業及び保護室における被保護者の監視作業	6,111千円	日額 240円
交通捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警視以下の警察官（管理職員を除く）	交通事故捜査，交通取締り	39,533千円	日額 310円 ～1,260円
警ら作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警部以下の警察官	警ら作業	49,229千円	日額 340円
航空機操縦作業手当	航空隊に勤務する職員のうち，航空機の操縦を担当する警察官	航空機の操縦作業	3,580千円	1時間5,100円 (危険加算670円)
航空機整備作業手当	航空隊に勤務する職員のうち，航空機及び保守器材の整備を担当する職員	航空機及び航空機保守器材の整備作業	1,206千円	日額 1,410円
死体処理作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち， ①検視室長，検視官 ②①以外の職員	検視，死体解剖の立会い等死体の処理作業	36,358千円	1体 ①3,200円 ②1,600円 ～3,200円
夜間特殊業務作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	夜間（午後10時～翌日午前5時）の業務	94,979千円	1回 410円 ～980円
危険物取扱等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	①火薬類取締法等による立入検査等作業 ②爆発物の遮へい等の処理作業 ③特殊危険物処理作業 ④特殊危険物による被害の危険がある区域での作業 ⑤ハブ捕獲等作業	42千円	①1日 250円 ②1件5,200円 ③1日2,600円 ～4,600円 ④1日 250円 ⑤1件 800円
緊急呼出作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員（管理職員を除く）	突発的に発生した事案処理のため呼び出されて，夜間（午後9時～翌日午前5時）を含む時間に，支給対象作業に従事した場合	2,112千円	1回 1,240円
航空機搭乗作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員 ①航空機整備担当者 ②①以外の職員	航空機に搭乗して行う捜索救難等作業	2,628千円	1時間 ①2,200円 ②1,900円 (危険加算①550円 ②440円)
潜水作業手当	潜水免許を保有する職員	潜水器具を着用しての潜水作業	26千円	1時間 310円 ～1,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	災害現場での人命救助作業等	62千円	日額 420円 ～1,680円 (東日本大震災関係) 日額 660円 ～40,000円 (東日本大震災関係以外の 原子力災害及び特定 大規模災害) 日額 ～40,000円
側近警衛等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	①天皇・皇后・上皇・上皇后・ 皇太子・皇太子妃・皇嗣若しくは皇嗣妃の側近警衛 ②その他の皇族の側近警衛・警 護対象者の警護	872千円	日額 ①1,150円 ② 640円
海外犯罪情報収 集作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	海外における犯罪捜査の情報収 集作業等	0千円	日額 800円
銃器等犯罪捜査 等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 等	0千円	日額 820円 ～1,640円
用地交渉手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供 する土地の取得に関し、現地に おいて所有者や権利者等と直接 交渉する業務	0千円	日額 (昼) 1,000円 (夜) 1,500円
犯罪予防等通訳 作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被 疑者の逮捕に伴う通訳の作業	0千円	日額 560円
船舶警ら等作業 手当	生活安全部地域課及び奄美警察署に勤務する職員のうち、 船舶警ら等の作業を担当する 職員	警ら、犯罪の捜査、警戒警備又は救難若しくは救助の作業	127千円	日額 340円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	4,754,568 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	530 千円
支給実績 (令和5年度決算)	4,627,827 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	508 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (R6年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (R6年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,464,197 千円	672,000 円
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同			
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。	同			
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。	同	獣医師を支給対象	153,788 千円	1,060,000 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		2,933,226 千円	268,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	同		2,359,748 千円	287,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同			
	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円	同			
	②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円 (通勤距離が95km以上の場合)	異	本県の交通事情を考慮して、国の支給限度額24,500円(60km以上)を上回る額を支給	2,927,672 千円	156,000 円
	③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同			
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		930,030 千円	570,000 円
特勤勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。	異	給料等の算出方法が異なる		
	①基礎額 月額30,000円	同			
	②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額70,000円	異	給料等の算出方法等が異なる		
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不便な地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。(小・中学校)	同		3,618,175 千円	874,000 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)															
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。 ・地域振興局又は支庁に勤務する普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員 月額：給料×8/100 ・農業開発総合センターの普及指導員、森林技術総合センターの林業普及指導員、水産技術開発センターの水産業普及指導員 月額：給料×6/100			68,269 千円	334,000 円															
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 × 支給割合(25/100)	同	275,346 千円	123,000 円															
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 × 支給割合(135/100)	同	610,866 千円	419,000 円															
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	・一般の宿日直勤務 4,400円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務（加率50%） 21,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 6,100円/回	同	93,799 千円	145,000 円															
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	<table><tr><td></td><td>週休日等</td><td>平日夜間</td></tr><tr><td>・部長級</td><td>12,000円/回</td><td>6,000円/回</td></tr><tr><td>・次長級</td><td>10,000円/回</td><td>5,000円/回</td></tr><tr><td>・課長級</td><td>8,000円/回</td><td>4,000円/回</td></tr><tr><td>・補佐級</td><td>6,000円/回</td><td>3,000円/回</td></tr></table> ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。		週休日等	平日夜間	・部長級	12,000円/回	6,000円/回	・次長級	10,000円/回	5,000円/回	・課長級	8,000円/回	4,000円/回	・補佐級	6,000円/回	3,000円/回	同	3,827 千円	75,000 円
	週休日等	平日夜間																		
・部長級	12,000円/回	6,000円/回																		
・次長級	10,000円/回	5,000円/回																		
・課長級	8,000円/回	4,000円/回																		
・補佐級	6,000円/回	3,000円/回																		
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。	・滞在期間が30日以内 3,970円（6,620円） ・〃 30日を超え60日以内 3,970円（5,870円） ・〃 60日を超える期間 3,970円（5,140円） ※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。 （ ） はその他の施設に宿泊する場合。		0 千円	0 円															
義務教育等教員特別手当 （教育委員会）	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。	級別給に応じ2,000円～8,000円を支給		1,007,860 千円	71,000 円															
定時制通信教育手当 （教育委員会）	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。	月額 夜間定時制の課程 1級 19,000円 2級以上 24,000円 通信制の課程 1級 10,000円 2級以上 12,000円		12,837 千円	279,000 円															
産業教育手当 （教育委員会）	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。	月額 実習を伴う農業又は水産に関する科目 1級 19,000円 2級以上 24,000円 実習を伴う工業に関する科目 1級 14,000円 2級以上 18,000円		120,501 千円	286,000 円															